

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

東日本大震災発生から九か月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされている。

今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められているところである。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められている。

今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、各種公共施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備にかかる公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 一 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消をはじめ幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
 - 二 公共施設や社会インフラの耐震化と計画的な老朽化対策を推進すること。
 - 三 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
文部科学大臣	中川正春殿
国土交通大臣	前田武志殿